## 改めて考えてみませんか

# 同和問題(部落差別)

## 同和問題とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、 経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受 けるなど、我が国固有の人権問題です。

# 今なお、同和問題(部落差別)に関する 様々な人権問題が起きています。

## ● 結婚・就職等における差別 ● ●

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。

## ● 差別落書き

同和問題に関する差別的な落書きがされ たり、ビラがまかれるといった事案が発生 しています。

特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

# 出身地を調べたり、特定の地区が同和地区

差別につながる身元調査

かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。

こうした調査は、不当な 差別的取扱いにつながりか ねないものです。

## | えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、 企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高 額の本を売りつけたり、寄附金を強要するな どの行為です。

こうした行為は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

これらの行為は 許されるものではありません!

同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される 社会の実現をめざしましょう。



# ご存知ですか? 「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年12月16日公布・施行)

## 部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日 法律第 109 号

#### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する 状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるこ とに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする とともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別の ない社会を実現することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人 として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の 理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければ ならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏ま えて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める ものとする。

#### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談 に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別 の実態に係る調査を行うものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

